



Delivering Tomorrow's Solutions

2022年11月25日

PRESS RELEASE

株式会社DTS

【DTS】社員向け譲渡制限付株式交付制度を導入

株式会社DTS（東京都中央区、代表取締役社長 北村 友朗）は、2022年11月25日開催の取締役会において、DTS社員に対してDTSグループ社員持株会（以下「本持株会」）を通じて譲渡制限付株式をインセンティブのひとつとして付与する制度（以下「本制度」）を導入することを決議しました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社社員に対して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（普通株式）の取得機会を提供することにより、社員一人ひとりに、会社との一体感とともに、自らの会社であるとのオーナーシップ意識を醸成することで、社員自身がなすべきことを自立的・主体的に考え、全社が一丸となって事業の達成に取り組み、中長期的な企業価値の向上を図り、持続的に成長・発展する会社であり続けることを目的として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入資格のある当社社員のうち、当社が別途定める期限までに本持株会の会員となる社員であって、本制度の適用の対象となる社員（以下「対象社員」）に対し、当社から譲渡制限付株式付与のための金銭債権（以下「本金銭債権」）が支給されます。対象社員が本金銭債権を本持株会に対して臨時拋出し、本持株会が対象社員から臨時拋出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、対象社員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることとなります。

<株式会社DTSの概要>

DTSは、総合力を備えたシステムインテグレーター（SIer）として、金融業、産業・公共、通信業向けサービスを柱に、コンサルティングからシステム設計・開発、基盤構築・運用までをワンストップで提供します。

また、DTSグループは、システムに関わるさまざまな専門性を活かした付加価値の高いサービスを提供します。

<https://www.dts.co.jp/>

本社所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-23-1 エンパイヤビル

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社DTS 人事部 制度担当

TEL：03-6914-5379 E-mail：seido@dts.co.jp

<報道機関からのお問い合わせ先>

株式会社DTS 広報部 担当：熊田、新貝

TEL：03-6914-5463 E-mail：press@dts.co.jp

